

令和4年度島しょ型資源循環社会構築事業委託業務仕様書（案）

1 委託業務の名称

令和4年度島しょ型資源循環社会構築事業委託業務

2 履行期間

委託契約の日から令和5年3月13日まで

3 業務目的

本県は、島しょ地域という地理的要因などから資源循環コストが高く、リサイクル体制が脆弱なため、一般廃棄物のリサイクル率が全国に比べ低くなっている。

本事業は、離島市町村を含めた県全域でリサイクルを推進するため、資源循環コストを低減した効率的なリサイクル体制を整備し、島しょ地域に適した資源循環社会の構築を目指す。そのため、本県に適した3分野（①プラスチック、②バイオマス（食品、木等）、③プラスチックを除く容器包装）のリサイクル手法・体制について調査、検討し、必要となる技術支援等を行うことを目的とする。

4 調査検討対象

本県全市町村及び一部事務組合を対象とする。

ただし、7の（1）の⑤に係る調査等は県内外の民間事業者等も調査対象とする。

5 対象廃棄物

原則、次の種類の一般廃棄物を対象とする。

但し、産業廃棄物を含めたほうが、リサイクルの効率化が図れると見込まれた場合は、産業廃棄物も調査、検討の対象とする。

- | | |
|-------------------|--|
| (1) プラスチック | } (1)～(3)それぞれの廃棄物について「7業務内容」を実施する。
ただし、(1)と(3)は、あわせて1つの検討委員会を設置してもよい。 |
| (2) バイオマス（食品、木等） | |
| (3) プラスチックを除く容器包装 | |

※以下において（1）～（3）のうちの1つを示す場合は「対象廃棄物」という。

6 事業概要

3分野（①プラスチック、②バイオマス（食品、木等）、③プラスチックを除く容器包装）のリサイクルを推進するため、島しょ県である本県に適したそれぞれの効率的なリサイクルの手法・体制について、有識者、市町村、事業者等からなる検討委員会において検討を行う。また、検討を行うにあたり必要となる資料作成等のため、市町村等の現状を調査し、その結

果の整理・分析を行う。これら調査で不足する情報等については、現地調査やヒアリングなどを行う。

そして、検討結果等を踏まえ本県に適したリサイクルの手法・体制について提言を行う。

なお、効率的なリサイクルの手法・体制の検討においては、民間企業等の関与を含めてもよい。また、マテリアルリサイクルを優先することとするが、コストメリットが得られない場合はサーマルリカバリーによる手法・体制の検討を行う。

7 委託業務内容

(1) 現状調査

- ① 県内市町村毎の対象廃棄物の発生量、回収方法、処理方法、処理先、処理量、処理経費、リサイクル方法及び輸送状況、その他必要な事項について把握する。
- ② 県全域の対象廃棄物の賦存量（全排出見込量など）を把握する。
- ③ ①に示す回収方法、処理方法、リサイクル方法、輸送状況等に係る課題等について把握する。
- ④ 対象廃棄物の県内リサイクル業者における受入量、処理量、受入可能量、リサイクル方法、受入量増加に係る課題等を把握する。
- ⑤ 先進事例等の調査

県外の自治体や県内外の事業者等で導入されている効率的なリサイクルの手法・体制など、本県に取り入れ普及効果が期待できるものについて調査し、その費用対効果の試算、安全性の確認、法的要件、③及び④で把握した課題に対する効果の見込み等について把握する。

※現状調査は、県資料や一般廃棄物実態調査（環境省）など資料や文献を活用し、不足するデータ等のみ追加調査を行うものとする。

(2) 整理・分析

① データ整理

本県の対象廃棄物のリサイクル状況が分かるよう(1)の現状調査の結果を整理する。

なお、図表をできるだけ多用し、判読性の高い資料とするよう配慮すること。

② 課題の抽出

市町村の調査結果を比較等し、リサイクル率の市町村間の差について要因分析を行う。

③ リサイクルの手法・体制の分析

②で抽出した課題等を踏まえ、費用対効果、安全性、環境保全、法的要件、地元同意の可能性等の面で比較検討し、実現可能性が高いと考えられる効率的なリサイクルの手法・体制について分析する。

(3) 現地調査及びヒアリング

(1) の調査で不足する情報は、現地調査やヒアリング等を行い補足する。

(4) 検討委員会の設置・運営

①検討委員会の設置

「島しょ型資源循環社会構築検討委員会（対象廃棄物分野）（仮称）」を設置する。

委員は、対象廃棄物のリサイクル手法や本県の廃棄物処理体制に精通する有識者2名以上とその他関係者で構成する検討委員会を設置する。

なお、検討委員会の設置に際しての委員の選定は、県と協議を行うこと。

②検討委員会の運営

以下のとおり同検討委員会を3回以上開催することとし、運営に関する事務及び費用の支出等に関する事務を行う。なお、本事業の委託費には、検討委員会の設置及び運営に関する費用一切を含むものとする。

なお、各回の開催日時、場所、議題等は、事前に県と調整を行い、県の下承を得ること。

ア スケジュール案 ※(5) ができる回数開催すること。

1回目（7月頃）事業の目的、スケジュール等説明

2回目（11月頃）調査結果を踏まえたリサイクル体制の検討

3回目（2月頃）本県に適したリサイクル体制の検討

イ 運営の内容等

開催日程調整、委員への連絡、資料の作成、現地調査、司会進行、議事録作成、委員会意見への対応方策検討取りまとめ、報告書取りまとめ、経費の管理等運営に関する一切とする。

ウ 運営に関する事務及び費用の支出等に関する事務を行う。

(5) 本県に適したリサイクル体制の提言

(1)～(4)の結果を踏まえ本県に適したリサイクルの手法・体制について提言する。提案内容は、できる限り具体的な内容とする。また、リサイクル体制の全体像が把握できるよう図を作成すること。

※提案内容に示す事項

リサイクル手法、リサイクル体制、効率的にリサイクルするために必要となる対象廃棄物の量、本県に不足する施設設備、新たに必要となる技術、必要な支援内容等

8 業務を実施する上での必要事項

(1) 打ち合わせ及び業務進捗状況報告

業務受託者は、業務の適正かつ円滑な執行に向けて、沖縄県と適宜業務内容等に関する打ち合わせを実施するとともに、1ヶ月に1回程度、業務の進捗状況報告を行う。

(2) 再委託の範囲

再委託のできる業務範囲は、複写・印刷製本等の簡易な業務に限る。

(3) 情報セキュリティの確保

受託者は、本業務の実施に関して、沖縄県等から要機密情報を提供された場合には、適切に取り扱うための措置を講ずること。

また、委託業務において受託者が作成する情報については、沖縄県環境部環境整備課の指示に応じて適切に取り扱うこと。

9 成果品

(1) 委託業務報告書

本業務終了時に、本委託業務に関して取りまとめた成果報告書を提出する。

①成果報告書（冊子）・・・・・・・・・・・・・・・・・・15部

②成果報告書の電子ファイル・・・・・・・・・・・・・・2式

※電子ファイルは、Adobe PDF、Microsoft Word または Microsoft Excel の形式で記録されたもので、記録メディアはCD-R 又はDVD-R とする。

(2) 著作権について

①成果品に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権（以下、「著作権等」という。）は、沖縄県が保有するものとする。

②成果品に含まれる受託者又は第三者が権利を有する著作権等（以下、「既存著作権」という。）は、個々の著作権等に帰属する。

③納入される成果品に既存著作物等が含まれる場合には、受託者が該当著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続きを行うものとする。

なお、成果品は、すべて公表対象であることを想定し手続きを行うこと。

10 その他

本仕様書に記載されていない事項や記載事項に疑義が生じた場合は、沖縄県と協議し、その指示に従うこと。